

全国商工新聞

付録 全国商工新聞 2021/6/14 発行
全国商工団体連合会発行 第3462号

川越・東松山民商

民商だより 2021/6/9 NO.21

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

消費税・インボイス、飲食店協力金での来年の税金、いったいどれくらい？ 自主計算・自主記帳で、収入・所得を確認し、節税対策・申請減免の準備を

コロナ禍で売上が下がる一方、協力金対象飲食店では700万を超える協力金が振り込まれている会員さんもいます。来年の税金がいくらになるのか心配という問い合わせも増えています。

7月から国民健康保険税の納付が始まります。厚労省からコロナで収入が減少した方に対する減免を進めるよう自治体に連絡をしています。

自主計算で自分の収入を把握して、早めの準備に取り掛かりましょう。

計算しよう！自営業者にかかってくる税金はどれくらい？

飲食店協力金、持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、自治体支援金、各種補助金（持続化補助金、雇用調整助成金）なども、売上（雑収入）・所得になります。※消費税を計算する売上にはなりません。



個人事業税 = 所得金額（ ） - 290万円 × 5%（整体などは3%）

国民健康保険税（75歳以上は、後期高齢者医療制度保険料） =
○40～65歳 所得金額（ ） × 約12% +（均等割、約45000円）
上限金額有。約100万円。扶養がいる方は人数分が追加。

○40歳未満 所得金額（ ） × 約10% +（均等割、約33000円）
上限金額有。約85万円。扶養がいる方は人数分が追加。

○65歳以上 所得金額（ ） × 約10% +（均等割、約33000円）
上限金額有。約85万円。★介護保険料は所得に応じて約18,000円～12万円

○75歳以上 所得金額（ ） × 約8% +（均等割、41,700円）
上限金額有。64万円。★介護保険料は所得に応じて約18,000円～12万円

★国保・介護保険・後期高齢者医療制度は、コロナ申請減免あり

住民税（市県民税） = 所得金額（ ） - 所得控除額 × 約10%

所得税及び復興特別所得税 = 住民税が19万円以下の方は、住民税の約半分。
住民税が43万円の方は、住民税とほぼ同じ金額。
住民税が120万円の方は、住民税の約2倍の金額。

※簡易課税の場合

消費税 = 協力金や給付金・支援金を含まない、実際の「商売の売上」 × 業種別の割合
卸業 = 1%、小売業 = 2%、仕入のある製造・建設 = 3%、飲食業・手間で働く製造・建築等 = 4%、サービス業・運送・理美容・自動車整備等 = 5%、不動産賃貸業 = 6%

国民年金保険料 = 1人年間199,320円 ★国民年金は、コロナ申請減免あり
(税率や税額は自治体によって異なります。)

4人家族（50代夫婦・高校生の子ども2名の4人家族、消費税免税業者）の場合

(例①) 飲食店で、協力金2店舗分1400万円の場合 【年間所得1400万円】
(商売での売上が600万で、仕入や経費を引いたら所得0円の場合)

国保税110万、個人事業税55万、年金40万、住民税120万、所得税240万
計565万円、所得の41% 「インボイス」2023年以降に発生する消費税24万円

(例②) 飲食店で、協力金1店舗分700万円の場合 【年間所得700万円】
(商売での売上が600万で、仕入や経費を引いたら所得0円の場合)

国保税96万、個人事業税20万、年金40万、住民税50万、所得税57万円
計263万円、所得の38% 「インボイス」2023年以降に発生する消費税24万円

(例③) 製造業で、一時支援金など給付金合計50万円の場合 【年間所得250万円】
(商売での売上が600万で、仕入や経費を引いたら所得200万円の場合)

国保税【減免申請】0円、年金【減免申請】10万、年金住民税10万、所得税6万
計26万円、所得の13% 「インボイス」2023年以降に発生する消費税18万

コロナで減収の場合は減免申請を！ 協力金飲食店は、節税の準備を！

昨年のコロナ減免と同じ水準ならば、昨年2020年の売上（給付金収入は除く）と比べて、今年2021年の売上が3割減少する見込みならば、国保・介護・後期の保険税は、全額免除になる可能性があります。

国民年金減免申請では、16歳以上の扶養親族の控除が加算されます。全額～1/4まで減免基準があり、全額免除となってもその期間は加入期間となり、年金受取時に通常の半額の年金が受け取れます。減免期間は遺族年金・障害年金も貰えます。

6/23(水) 15:00～ 減免申請学習会を、民商川越事務所で開催します。対象

となる方は、申告書、売上のわかる書類などを用意してご予約下さい。

協力金や給付金で収入が増え、税金が多くなりそうな方は、節税の準備が必要です。民商では毎週木曜日、13:30～自主計算会を開催しています。自主計算会では、パソコン記帳や、個別の節税対策に取り組んでいます。6月は、川越で17日、東松山センターで24日に開催します。

7月には各支部で節税学習会と支部総会を開催予定です。

10月から申請手続きが始まるインボイス制度

零細業者をつぶすインボイス導入を学んで、中止への声を上げよう

上記のモデルケース例にも載せましたが、2023年10月から、全ての業者が消費税を納める、インボイス制度が導入されます。

売上600万円の飲食店で年間24万円。建設業・製造業で18万円の消費税を納めなければ、商売の取引から排除される可能性があります。

6/21(月) 19:00～ インボイス学習会を、民商川越事務所で開催します。

制度を学んで、商売つぶすインボイス制度実施は中止に追い込みましょう。

編集幸喜 毎年恒例のひやむぎが民商事務所に50箱入荷しました。価格は、値上げ無しで3400円です。電話かFAXでご注文ください。

今週からこの民商だよりの裏面に、インボイス関連の資料を印刷していきます。今週は10%増税時の全商連4コマ漫画になっています。インボイス制度の内容を理解し、コロナ禍での増税中止の声を上げていきましょう。